

名称	自治基本条例試案（ver4.0+）	札幌市自治基本条例案（神原私案）	自治基本条例標準試案
作成者	札幌地方自治研究会（自治基本条例プロジェクト・チーム）	神原 勝（北海道大学大学院法学研究科教授）	徳島文理大学院総合政策研究科 野村ゼミ
試案作成時期	H12.6	H15.10	H17年度（詳細は不明）
条文数	57条	45条	29条
条 例 構 成 内 容	<p>前文[要旨]</p> <p>第1章 目的（第1001）</p> <p>第1章 - 2 自治基本条例の位置付け等（第1201・第1202） ・この条例の位置付け、各種基本条例制定の推進</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則（第2001-第2004） ・参加原則、情報共有の原則、説明責任、計画の策定等における原則</p> <p>第3章 まちづくりに参加する権利等</p> <p>第1節 総則（第3101-第3103） ・まちづくりに参加する権利、子供たちのまちづくりに参加する権利、まちづくりに参加する権利の保障、個性・能力への配慮、まちづくりに参加する権利の拡充</p> <p>第2節 町民の権利及び義務（第3201-第3203） ・まちづくり諸活動への参加等、情報への権利、意見表明等</p> <p>第4章 参加のための制度保障</p> <p>第1節 総則（第4101） ・参加のための制度保障</p> <p>第2節 法令に規定する直接請求権の保障（第4201） ・直接請求権行使への協力</p> <p>第3節 まちづくりへの協働過程（第4301-第4303） ・計画過程等への参加、計画策定過程への参加、審議会等への参加</p> <p>第4節 まちづくりの施策の評価（第4400-第4402） ・評価の実施、評価の継続、評価の公表及び政策等への反映</p> <p>第5節 町民投票制度等（第4502）</p> <p>第5章 町の役割と責務</p> <p>第1節 総則（第5101-第5103） ・町の責務、意思決定の明確化、組織通則</p> <p>第2節 議会の役割（第5201-第5205） ・議会の責務、議会の組織等、議会の会議、議会の会期外活動</p> <p>第3節 町長等（第5301-第5302） ・町長の責務、就任時の宣誓、執行機関の責務</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） ・目的、定義、市政の基本理念</p> <p>第2章 情報の公開と共有（第4条～第6条） ・市民の知る権利、行政の説明責任、個人情報の保護</p> <p>第3章 市民参加の市政の推進（第7条～第10条） ・市民参加の権利、参加機会の保障、市民参加条例、市民投票制度</p> <p>第4章 多様な主体との協力（第11条～第15条） ・近隣自治体との協力、道との協力、その他の自治体との協力、国との協力、国際交流活動</p> <p>第5章 行政の政策活動の原則（第16条～第19条） ・総合計画等、財政運営等、法務体制、政策評価</p> <p>第6章 行政組織と職員政策（第20条～第24条） ・行政の意思決定、行政組織の編成、職員政策等、市民委員会等、出資団体等</p> <p>第7章 議会と議員活動の原則（第25条～第30条） ・議会の情報公開、議会の市民参加、議会の自由討議、議会と市長等との関係、議員の研修体制等、議会基本条例等</p> <p>第8章 公正と信頼の確保（第31条～第38条） ・行政手続、外部監査、オンブズパーソン、競争入札、市長交際費等、政治倫理条例、職員倫理条例、職員の報告</p> <p>第9章 市民、市長、議員及び職員の責務（第39条～第42条） ・市民の責務、市長の責務、議員の責務、職員の責務</p> <p>第10章 最高規範性と見直し手続（第43条～第45条） ・最高規範性、見直しの継続、市民投票手続</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条） ・目的、位置付け等、定義、基本理念、自治運営の基本原則</p> <p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第1節 市民（第6条～第9条） ・市民の権利、市民の責務、事業者の社会的責任、コミュニティの尊重等、</p> <p>第2節 議会（第10条・第11条） ・議会の権限及び責務、議員の責務</p> <p>第3節 市長等</p> <p>第1款 市長等（第12条） ・市長等の権限、責務等</p> <p>第2款 行政運営等（第13条～第16条） ・行政運営の基本等、財政運営等、評価、苦情・不服等に対する措置</p> <p>第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等</p> <p>第1節 情報共有による自治運営（第17条～第21条） ・情報公開、情報提供、個人情報保護、会議公開、情報共有の手法等の整備</p> <p>第2節 参加及び協働による自治運営（第22条～第27条） ・多様な参加の機会の整備等、審議会等の委員、パブリックコメント手続、住民投票制度、住民請求等の制限期間、協働推進の施策整備等</p> <p>第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議（第28条）</p> <p>第4章 国や他の自治体との関係（第29条）</p> <p>附則</p>

名称	自治基本条例試案（ver4.0+）	札幌市自治基本条例案（神原私案）	自治基本条例標準試案
条 例 構 成 内 容	<p>第6章 情報の共有化（第6001-第6005）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有化の推進、情報の収集、情報の管理、個人情報 の保護、条例による措置 <p>第7章 財政（第7001-第7004++）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総則、予算編成、予算執行、決算、財産管理、財政状況 の公表 <p>第8章 計画策定手続、条例等制定手続及び処分等の行政手続 （第8001-第8003）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の手続、条例等の制定手続、行政手続の法制化 <p>第9章 苦情処理及び争訟制度による権利救済手続の教示（第9001- 第9003）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理における応答義務等、苦情処理のための機関、 訴訟制度による権利救済手続の教示 <p>第10章 自治体連携等（第10002++-第10003）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携、広域連携、国際連携 <p>第10-2章 この条例の改正等（第10201-第10203）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正等の手続、適用除外、改正手続の制限 <p>第11章 この条例の検討及び見直し（第11001）</p> <p>附則</p>		